

東京地方裁判所 平成 30 年（フ）第 6361 号

破産者 株式会社ケフィア事業振興会 外

破産法 157 条報告書

（第 11 回債権者集会）

令和 7 年 7 月 16 日

東京地方裁判所 民事第 20 部合議係 御中

破産者 株式会社ケフィア事業振興会 外
破産管財人 弁護士 内 田 実

第 1 前回集会後の主な管財業務の状況

以下では、第 10 回債権者集会（令和 7 年 1 月 29 日）以降の主な管財業務の状況を報告する。

各破産者の破産手続の進行状況及び進行予定は別紙 1「破産者の概要」の「手続の進行状況・進行予定」欄記載のとおりである。

破産者 31 者のうち、第 10 回債権者集会までに破産手続が終結した破産者は 28 者であり、本日現在破産手続が係属している破産者は 3 者となっている。当該 3 者に関する財産目録、収支計算書、破産貸借対照表は、別紙 2 のとおりである。

1 中間配当の実施状況

（1）ケフィア事業振興会

第 6 回集会報告のとおり、令和 3 年 5 月 27 日に、破産裁判所の許可を得て、配当率を 1%とする中間配当を実施した。

令和 7 年 6 月末日時点において、配当金の送金を実施できた債権者は 27,465 名であり、金額合計 1,016,883,365 円の配当を完了している。このうち、第 10

回集会の報告以後、書類等が整って配当ができた債権者は 5 名、配当金額は合計 28,692 円である。

(2) ケベッククラブ・九州クラブ

第 5 回集会報告のとおり、既に中間配当は完了している。

2 処分取消しを求める訴訟

(1) 処分取消訴訟の経過

これまでに報告しているとおり、当職は、神田税務署に対し、**ケフィア事業振興会**が過去に納めた消費税などの還付を求める更生の請求をしたところ、これを認めないとの通知処分がなされた。そこで、令和 3 年 4 月 14 日、東京地方裁判所に対し、平成 26 年 7 月期ないし平成 30 年 7 月期の各通知処分の取消を求める訴訟を提起した（事件番号令和 3 年（行ウ）第 156 号・以下「取消訴訟」という）。

東京地裁においては、全 10 回の期日が開かれ、令和 5 年 2 月 21 日、通知処分の取り消しを求めた当職の請求を全部棄却する判決（以下「原判決」という）がなされた。当職は、原判決を不服として、御庁許可を得て、令和 5 年 3 月 6 日に東京高等裁判所に控訴を提起した。

控訴審における審理は既に 16 回を重ねており、このうち第 15 回以降が前回集会後に開かれた期日である。次回第 17 回期日は令和 7 年 8 月 19 日午後 3 時に指定されている。

第 1 回期日 令和 5 年 6 月 15 日午後 2 時

（中略）

第 14 回期日 令和 7 年 1 月 17 日午後 1 時 30 分

第 15 回期日 令和 7 年 3 月 5 日午後 1 時 15 分

第 16 回期日 令和 7 年 6 月 6 日午前 11 時

(2) 控訴審における審理の状況

ア 前回集会までの控訴審における審理の経過

原判決は、**ケフィア事業振興会**の行っていたオーナー制度 A コースにかかる取引（以下「本件取引」あるいは「A コース取引」という）を非課税取引である金銭消費貸借契約と正しく認定したものの、更正の請求の対象となる本件取引等の額について立証があるとは言えず更正すべき金額が不明である、と判断した。

そこで、控訴審では、更正の請求の全対象期間（平成 26 年 7 月期～平成 30 年 7 月期）について、**ケフィア事業振興会**のデータベース（以下「本件 DB」

という)のデータ分析を仔細に行い、弥生会計上のデータとの対比を行うとともに、本件 DB に基づき行った更正が税務・会計上も正当であること等の立証を試みた。

もっとも、本件取引の取引件数は 200 万件にも上りその全てについて立証することは困難であることから、数が比較的少ないオーナー制度 B コースにかかる取引(B コース取引)に着目し、オーナー制度取引総額にあたる全体の仕訳を全て修正して不課税取引としたうえで、改めて課税標準額を算定するための修正を行った。これは、当初の確定申告のオーナー制度取引全体の売上から B コース取引の売上を控除する方法で、還付を求める A コース取引(本件取引)の額を立証する試みであった(いわゆる差額立証方式)。

これに対して、控訴審の裁判所からは、平成 27 年 7 月期以降については本件取引(A コース取引)と B コース取引が区別されず計上されているため、当初の確定申告における本件取引(A コース取引)の特定が困難ではないか等の問題が指摘された。

そこで、当職は、本件取引自体を積み上げて立証する方法(いわゆる積み上げ方式)を検討することとした。しかしながら、本件取引当時の関係者は全員退職しており、管理下にある資料やデータから弥生会計と本件 DB が一致しない原因の解明は難しく、また、確定申告の基礎となった弥生会計には取引額がまとめて計上されていて、その個々の取引の時期、金額、対象商品等の全てを特定することはできない状況にあった。

これを踏まえて、当職は、積み上げ方式を取るとしても、A コース取引の対象を限定して還付を受けられる金額を立証する方針を示した。具体的な立証対象は、①平成 28 年 7 月期における、②A コース取引しか存在しない(すなわち、売買の性質を有する B コースの取引が存在しない)商品の取引であって、③平成 29 年 7 月期以降に満期を迎えて仕入れ計上した、④弥生会計と本件 DB の記録が一致する取引(13 商品に関する約 6670 件の取引)とした。

これに対し、裁判所及び被控訴人からは、①前期の売上に対応する仕入の特定ができなければ更正の対象となる消費税額の立証ができないのではないか、②特定の期に立証対象を限定するとしても、その期の全ての取引を対象とする必要があるのではないか、③ケフィア事業振興会では仕入処理すべき取引を期末に未払金として計上していることがあり、これと未払金としていないものとの区分けの基準はあるのか、④同一取引を仕入と未払金とで二重に計上していることはないのか、等の疑義が呈された。

イ 前回集会以降の審理の状況(第 15 回～第 16 回期日)

第 15 回期日では、上記の疑問に答えるべく、消費税の基本構造を踏まえて改めて当職の主張を整理し、平成 28 年 7 月期において更正の請求の対象とな

る取引及び消費税額の算定方法を特定したうえで、申込ハガキと本件 DB の突合作業によって特定した消費税額の立証を行う方針である旨を主張した。

具体的には、平成 28 年 7 月期におけるオーナー制取引のうち、申込ハガキと本件 DB とが一致して A コース取引であると証明できた取引を積み上げ、これにより算定された消費税額が更正の対象として還付されるべきである、という主張である。

第 16 回期日では被控訴人からの反論として、還付請求では、①確定申告において税額計算の基礎とした個々の取引を特定し、どの取引のどの部分の会計処理に誤りがあるかを特定する必要があるところ、管財人の主張からはそのような特定が困難である、②管財人の主張する立証方針は、弥生会計ではなく本件 DB を基礎としているので、確定申告書に記載された課税標準等又は税額等に誤りがあることを立証できない、等の主張がなされた。

裁判所は、第 16 回期日において、控訴人・被控訴人の主張を踏まえて、次回第 17 回期日において弁論準備手続を終えるとともに、口頭弁論期日を開いて弁論を終結する方針を示した。また、当職に対し、被控訴人の主張に対する反論がある場合には令和 7 年 7 月 11 日までに書面を提出するよう求めた。そこで、当職は上記提出期限までに反論の書面を提出した。

ウ 今後の進行予定

上記のとおり、控訴審の裁判所は、次回第 17 回期日に弁論を終結する方針を示している。従前より、裁判所は、当職の立証活動に相当の期間や費用等を要することから、立証活動に進む前にある程度の心証を開示すると述べていた。裁判所がこの時点で弁論を終結する方針を示したということは、管財人の立証方針に従った立証が今後なされたとしても、請求を認容するのは困難であるとの心証を得たものと解される。

控訴を提起してから 2 年 4 カ月以上が経過しており、この間、当職は、補助を依頼している税理士とも協議を重ね、本件 DB と申込はがきとの突合を行って本件 DB の正確性の立証に努め、また、還付税額の立証を容易にするために対象期間や取引を絞って主張立証方針を示すなど、請求が認容されるよう考え得る限りの訴訟活動に努めてきた。しかしながら、上記の裁判所の方針を考慮すると、遺憾ながら、現状においては、認容判決が得られる見込みは低いものと考えている。

3 役員の財産に対する保全処分又は役員の責任に基づく損害賠償債権の査定の裁判を必要とする事情の有無

破産法第 177 条第 1 項の規定による保全処分又は第 178 条第 1 項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無については、なお調査中である。

第2 今後の主な管財業務

前記第1の2のとおり、取消訴訟手続の控訴審の審理も最終局面を迎えている。

仮に控訴棄却の判決となった場合には、その判決内容を踏まえて上告の是非を検討する。上告をしないという結論に至った場合には、現在の破産財団をもとに最後配当を速やかに実施することとしたい。

以上

(別紙1) 破産者の概要

NO.	事件番号	破産者	手続の進行状況・進行予定
1	平成30(7) 6361	株式会社ケフィア事業振興会	続行
2	平成30(7) 6362	株式会社飯田水晶山温泉ランド	R4. 1. 25破産手続終結 (異時廃止)
3	平成30(7) 6363	かぶちゃん九州株式会社	R3. 4. 21破産手続終結 (最後配当)
4	平成30(7) 6364	かぶちゃんメガソーラー株式会社	R3. 7. 21破産手続終結 (最後配当)
5	平成30(7) 6711	ケフィアインターナショナル株式会社	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
6	平成30(7) 6712	株式会社ケーアイ・アド	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
7	平成30(7) 6713	株式会社ケフィア・カルチャーカード	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
8	平成30(7) 6714	株式会社ケフィア・クリエイティブ	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
9	平成30(7) 6715	株式会社メーブルライフ	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
10	平成30(7) 6716	株式会社ケーツーシステム	R7. 1. 29破産手続終結 (異時廃止)
11	平成30(7) 6717	一般社団法人柿国際文化協会	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
12	平成30(7) 6718	かぶちゃんファイナンシャルサービス株式会社	R6. 1. 31破産手続終結 (異時廃止)
13	平成30(7) 6719	ケベッククラブ合同会社	続行
14	平成30(7) 6720	九州クラブ合同会社	続行
15	平成30(7) 6721	一般社団法人ケフィアグループ振興協会	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
16	平成30(7) 6722	かぶちゃん電力株式会社	R3. 4. 21破産手続終結 (最後配当)
17	平成30(7) 6861	株式会社ケフィア・ファイナンシャルサービス	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
18	平成30(7) 7144	かぶちゃん農園株式会社	R3. 4. 21破産手続終結 (簡易配当)
19	平成30(7) 7241	ケフィアグループC & L 株式会社	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
20	平成30(7) 7242	合同会社かきの森	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
21	平成30(7) 7243	株式会社コラボ南信州	R3. 4. 21破産手続終結 (簡易配当)
22	平成30(7) 7421	かぶちゃん信州乳業株式会社	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
23	平成30(7) 7422	かぶちゃんファーム株式会社	R3. 4. 21破産手続終結 (最後配当)
24	平成30(7) 7501	かぶちゃんインターナショナル株式会社	R3. 4. 21破産手続終結 (簡易配当)
25	平成30(7) 8117	株式会社かぶちゃん農園食堂	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
26	平成30(7) 8118	かぶちゃん製菓株式会社	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
27	平成30(7) 8151	株式会社ケフィア・サプリメント	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
28	平成30(7) 9344	鎬木武弥	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
29	平成30(7) 9372	カブラキホールディングス株式会社	R3. 4. 21破産手続終結 (簡易配当)
30	平成30(7) 9373	鎬木秀彌	R3. 4. 21破産手続終結 (簡易配当)
31	平成31(7) 706	辻秀子	R3. 4. 21破産手続終結 (最後配当)

(別紙2) 財産目録・収支計算書・破産貸借対照表

目次

No.	破産者名	No.	破産者名
①	株式会社ケフィア事業振興会	⑪	株式会社ケフィア・ファイナンシャルサービス
②	株式会社飯田水晶山温泉ランド	⑫	かぶちゃん農園株式会社
③	かぶちゃん九州株式会社	⑬	ケフィアグループC & L 株式会社
④	かぶちゃんメガソーラー株式会社	⑭	合同会社かきの森
⑤	ケフィアインターナショナル株式会社	⑮	株式会社コラボ南信州
⑥	株式会社ケーアイ・アド	⑯	かぶちゃん信州乳業株式会社
⑦	株式会社ケフィア・カルチャーカード	⑰	かぶちゃんファーム株式会社
⑧	株式会社ケフィア・クリエイティブ	⑱	かぶちゃんインターナショナル株式会社
⑨	株式会社メープルライフ	⑲	株式会社かぶちゃん農園食堂
⑩	株式会社ケーツーシステム	⑳	かぶちゃん製菓株式会社
⑪	一般社団法人柿国際文化協会	㉑	株式会社ケフィア・サプリメント
⑫	かぶちゃんファイナンシャルサービス株式会社	㉒	亡鎬木武弥相続財産
⑬	ケベッククラブ合同会社	㉓	カブラキホールディングス株式会社
⑭	九州クラブ合同会社	㉔	鎬木秀彌
⑮	一般社団法人ケフィアグループ振興協会	㉕	辻秀子
⑯	かぶちゃん電力株式会社		

※グレーでハイライトした破産者は前回集会までに破産手続が終結したため
本報告書には財産目録等を添付しない。

開始決定日＝平成30年9月3日現在
(単位:円)

財産目録
(第11回債権者集会)

資産の部

No.	科 目	簿価 (H30.7.31)	換価金額	備 考
1	現金	4,956,122	15,525,310	破産管財人への引継現金
2	預金	124,558,747	6,369,398	全て解約済み
3	売掛金	2,626,353,730	9,263,117	残余はケフィアグループ等に対するものであり換価困難
4	棚卸資産	33,212,001	4,758,873	食品、PCディスプレイ等の売却代金
5	前払費用	778,876,764	0	ケフィアグループ等に対するものであり換価困難
6	短期貸付金	5,734,750,668	0	ケフィアグループ等に対するものであり換価困難
7	未収入金	5,590,600,716	0	ケフィアグループ等に対するものであり換価困難
8	立替金	804,279,660	0	ケフィアグループ等に対するものであり換価困難
9	仮払金	3,207,720,756	169,957,952	ゆうちょ銀行及び興産信金等の仮差押分を回収済み、その他はケフィアグループ等に対するものであり換価困難
10	預け金	31,000,000	5,360,046	派遣会社から回収済み
11	未収消費税等	236,680,210	337,106,752	消費税等還付金を回収済み
12	繰越消費税	25,862,190	0	換価価値無し
13	建物	508,839,131	723,148,149	ケフィアビルにかかる附属設備、構築物を含む。換価完了
14	附属設備	181,400,729	0	ケフィアビルと一体で換価
15	構築物	5,256,401	0	ケフィアビルと一体で換価
16	機械装置	7,419,000	50,000	封入印刷機を換価済み
17	車両運搬具	19,042,275	2,600,700	車両4台を換価済み
18	工具器具備品	52,369,084	0	換価価値無し
19	一括償却資産	1,836,051	595,500	パソコンを換価済み
20	土地	583,340,940	819,000,000	ケフィアビルと一体で換価
21	果樹	6,919,522	0	換価価値無し
22	ソフトウェア	34,874,001	0	換価価値無し
23	商標権	1,522,515,824	0	換価価値無し
24	投資有価証券	55,046,144	13,811,577	らくトクポイントの預託国債にかかる預託保証金を回収済み
25	出資金	414,890,254	47,124,352	カナダ法人株式売却代金及び興産信金の出資金
26	敷金	1,818,500	1,154,300	神田須田町の賃借物件及び龍江発電所の敷金を回収済み
27	保証金	66,089,800	84,240,554	日本旅行業協会及び運送会社から回収済み
28	長期貸付金	19,264,504,301	0	ケフィアグループ等に対するものであり回収困難
29	保険積立金	825,157,258	10,252,933	保険解約返戻金を回収済み
30	投資預け金	370,000,000	0	換価価値無し
31	長期前払費用	191,811,937	0	換価価値無し
32	会員創造費	4,722,199,827	0	換価価値無し
33	繰延資産	871,837	0	換価価値無し
合計		48,035,054,380	2,250,319,513	

※上記備考欄において「ケフィアグループ等に対するものであり換価困難」と記載したものの内、他の破産者に対する債権については、一部を配当金等として回収しているが、財産目録の換価金額には含めていない。

平成30年(フ)第6361号
破産者 株式会社ケフィア事業振興会
破産管財人 弁護士 内田 実

開始決定日＝平成30年9月3日現在
(単位：円)

財産目録
(第11回債権者集会)

負債の部

No.	科 目	件数	金額	認める債権額	認めない債権額
1	財団債権(公租公課)	44	192,095,634		
2	財団債権(労働債権)	22	12,750,345		
3	財団債権(その他)	0	0		
4	優先的破産債権(公租公課)	0	0		
5	優先的破産債権(労働債権)	0	0		
6	普通破産債権	29,409	116,832,201,143	103,362,833,614	13,469,367,529
合計		29,475	117,037,047,122	103,362,833,614	13,469,367,529

* 負債の部 財団債権(公租公課)の件数及び金額には破産手続開始後に生じたものを含む。

平成30年9月3日～令和7年6月30日
(単位:円)

収支計算書
(第11回債権者集会)

収入の部		
No.	科目	金額
1	引継現金	1,125,310
2	預金	6,369,398
3	引継予納金	14,400,000
4	売掛金	9,263,117
5	動産売却代金	4,758,873
6	不動産売却代金	1,542,148,149
7	敷金	1,154,300
8	保険解約返戻金	10,252,933
9	株式譲渡代金	46,125,216
10	預金利息	211,391
11	地代家賃戻し	1,489,600
12	保証金	84,240,554
13	預け金	5,360,046
14	出資金	999,136
15	車両売却代金	2,600,700
16	還付金	337,106,752
17	精算金	16,886,641
18	仮払金	169,957,952
19	預り消費税	60,220,640
20	固定資産税等精算金	233,112
21	預託保証金返還	13,811,577
22	借地権譲渡代金	28,732,166
23	立替費用精算金	12,041,628
24	共益費用精算金	84,700,939
25	否認権行使	9,200,000
26	損害賠償金等	268,718
27	他の破産者からの配当金	463,945,743
28	配当金の戻り分等	761,899
合 計		2,928,366,490

平成30年9月3日～令和7年6月30日
(単位:円)

収支計算書
(第11回債権者集会)

支出の部		
No.	科目	金額
1	補助者費用	139,837,210
2	業務委託費	61,748,244
3	廃棄費用	2,647,426
4	通信費	71,731,096
5	施設管理費	856,584
6	電気料金	2,199,174
7	水道料金	264,214
8	リース利用料	5,064,229
9	システム利用料	15,590,840
10	地代家賃	64,022,496
11	旅費交通費	2,786,807
12	消耗品	873,283
13	仲介手数料	1,175,280
14	支払手数料	22,348,706
15	印紙代	160,000
16	管財事務費	26,341,072
17	別除権者弁済	818,625,425
18	他の破産法人への送金	9,280,000
19	立替金	4,247,440
20	管財人報酬	200,000,000
21	公租公課	192,095,634
22	労働債権	12,750,345
23	中間配当金	1,017,643,460
合計		2,672,288,965

差引	256,077,525
----	-------------

開始決定日＝平成30年9月3日現在
(単位:円)

破産貸借対照表
(第11回債権者集会)

資産の部			負債の部		
No.	科 目	換価金額	No.	科目	金額
1	現金	15,525,310	1	財団債権(公租公課)	192,095,634
2	預金	6,369,398	2	財団債権(労働債権)	12,750,345
3	売掛金	9,263,117	3	財団債権(その他)	0
4	棚卸資産	4,758,873	4	優先的破産債権(公租公課)	0
5	前払費用	0	5	優先的破産債権(労働債権)	0
6	短期貸付金	0	6	普通破産債権	116,832,201,143
7	未収入金	0			
8	立替金	0			
9	仮払金	169,957,952			
10	預け金	5,360,046			
11	未収消費税等	337,106,752			
12	繰越消費税	0			
13	建物	723,148,149			
14	附属設備	0			
15	構築物	0			
16	機械装置	50,000			
17	車両運搬具	2,600,700			
18	工具器具備品	0			
19	一括償却資産	595,500			
20	土地	819,000,000			
21	果樹	0			
22	ソフトウェア	0			
23	商標権	0			
24	投資有価証券	13,811,577			
25	出資金	47,124,352			
26	敷金	1,154,300			
27	保証金	84,240,554			
28	長期貸付金	0			
29	保険積立金	10,252,933			
30	投資預け金	0			
31	長期前払費用	0			
32	会員創造費	0			
33	繰延資産	0			
合計		2,250,319,513		合計	117,037,047,122

差引資産不足額(資産の部合計-負債の部合計)

-114,786,727,609